

# 令和7年度小田原市ケアプラン点検事業について

## 1 目的

ケアマネジャー、計画作成担当者及び地域包括支援センター職員（以下、ケアマネジャー等）が利用者の自立支援に資するケアプランを作成できるようにするために、ケアプラン及びケアマネジメントの点検を行い、ケアマネジャー等の資質向上を図ることで市民に対して質の高いサービスを提供することを目的とする。

## 2 目標

<アセスメント（課題の抽出）>

[情報収集]

- ①ケアマネジャー等が利用者の全体像がわかるような情報収集ができる。
- ②ケアマネジャー等が利用者や家族の「主訴」や「望む暮らし」を把握することができる。

[分析]

- ①ケアマネジャー等が利用者の課題（ニーズ）と可能性を明らかにすることができる。
- ②ケアマネジャー等が課題の原因・背景を分析することができる。
- ③ケアマネジャー等が課題に対する予後予測ができる。
- ④ケアマネジャー等が課題や可能性を利用者や家族の意向とすり合わせ、適切な課題設定ができる。

<ケアプラン作成（目標設定・サービス内容の設定）・モニタリング>

- ①ケアマネジャー等がそれぞれの課題を解決するための、達成可能な具体的な長期目標を設定することができる。
- ②ケアマネジャー等が長期目標を達成するための、具体的な利用者の状態像を短期目標に設定することができる。
- ③ケアマネジャー等がモニタリング時に、利用者の状態像の変化を捉えた評価をし、その結果をケアプラン作成・変更反映することができる。

<説明力>

- ①ケアマネジャー等が説明力を高めることができる。

## 3 実施方法

専門的知見を有する者への業務委託により実施する。

### ①点検対象者

市内事業所に所属する介護支援専門員及び計画作成担当者、地域包括支援センターの職員（年間54人）

### ②点検期間

令和7年5月から令和8年1月までの9か月間

### ③スケジュール（目安）

時期	内容
点検月前月 上旬まで	ケアプラン点検の実施について通知 [委託業者から点検対象者及び事業所管理者へ送付]

点検月前月 下旬	書類*提出 [点検対象者が委託業者へ提出] ※指定された2事例分に係る次の書類 〔新規作成〕①ケアプラン自己チェック表 ②アセスメント総括表（課題整理表） 〔コピー〕③基本情報・アセスメント（課題分析表） ④居宅サービス計画書（第1表から3表まで） ⑤モニタリングの記録 ⑥サービス担当者会議の要点 ⑦サービス利用表及び別表
点検月 中旬から 下旬	ケアプラン点検面談 〔委託業者が点検対象者にヒアリング形式で実施〕 場所：市役所の会議室等で実施 日時：「ケアプラン点検の実施についての通知」で指定 （おおむね1時間30分） 内容：①ケアマネジャー等によるケアプラン立案の経緯説明 ②自立支援に資するケアプランの作成ができていないかについて、委託業者によるヒアリング。 ③意見交換
点検月翌月 月上旬	ケアプラン点検評価表の送付 〔委託業者から点検対象者及び事業所管理者へ送付〕
点検月翌月 下旬	点検対象者が書類提出 [点検対象者が委託業者へ提出] 〔新規作成〕①ケアプラン自己チェック表 ②ケアプラン作成のポイント・ケアプラン点検アンケート

#### ※面談への同席について

事業所の管理者など、点検対象者の所属事業所のかたも面談に同席いただけます。  
同席希望がある場合は、事前に委託業者に申し出てください。

#### 【注意事項】

- ・途中からの入退は点検の妨げとなりますので禁止といたします。
- ・面談中は、点検担当者が発言しやすいよう、同席の方の発言は控えてください。
- ・面談に同席し、得た内容について、事業所内で共有し、今後の事業所のケアマネジメントの質の向上に役立ててください。

#### ④ケアプラン点検事業研修会・報告会の開催

研修会：時期未定（年間2回）

報告会：令和8年3月（予定）